平成２１年（フ）第１４８号
岐阜県美濃加茂市西町１丁目２番地１
債務者　藤田栄美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３２９号
青森県弘前市大字撫牛子５丁目７番地10
債務者　小林美華子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３４９号
青森県黒石市追子野木２丁目284番地
債務者　佐藤　牧子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３５７号
青森県弘前市大字泉野１丁目10番地４　ウーノ安原101号
債務者　福士　浩之
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３６２号
青森県南津軽郡田舎館村大字豊蒔字西森越69番地４
債務者　葛原　利昭
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４７号
松江市西津田４丁目７番48号　コーポ三島205、前住所松江市東津田町240番地
債務者　立原　康司
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
福島県いわき市泉町黒須野字早稲田80番地の103　早稲田荘２
債務者　今田　忠博
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第７１９４号
大阪市平野区長吉長原２丁目11番18号
債務者　岡田　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５４６号
大阪府高槻市登町20番Ｂ25―408号
債務者　朝野こと　下田　真梨
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２４号
大阪府東大阪市荒本１丁目７番28―102号　28棟102号
債務者　山﨑靖行こと　金　　榮訓
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６６号
大阪府高槻市奈佐原２丁目14番15―508号
債務者　福田千枝子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１０号
大阪府東大阪市吉田２丁目１番24号
債務者　久保　吉弘
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５６号
大阪府八尾市植松町７丁目７番20号
債務者　土井　昌利
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２９５号
大阪市浪速区難波中３丁目16番18―1102号
債務者　下永　　聡
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３２２号
大阪市浪速区敷津西２丁目12番６―902号
債務者　辻・ベヌスキャンソンこと辻ベヌスキャンゾンこと辻ベヌスこと辻ベヌースこと　ツジ・ベヌースキャンソン
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３３０号
大阪府豊中市服部南町１丁目５番６―302号
債務者　吉川　智子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２０号
大阪府茨木市中津町21番４号
債務者　小川　重美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４８４号
大阪市淀川区田川３丁目２番２―602号
債務者　小林　和明
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部